

幼保連携型認定こども園の設置認可について

1 概要

幼保連携型認定こども園への移行を希望している認可保育所から、幼保連携型認定こども園設置認可申請が出され、認可手続きを行うにあたり、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項の規定に基づき意見を聴取する。

※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項

「都道府県知事は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。」（都道府県知事→中核市の市長）

第1項要約：国、都道府県及び市町村以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、市長の認可を受けなければならない。

第25条要約：幼保連携型認定こども園の設置等の事項を調査審議するため、市町村に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

2 認可しようとする幼保連携型認定こども園（3施設）

- ・ あいのほしこども園 （社会福祉法人星愛福社会）
- ・ ほしのここども園 （社会福祉法人星愛福社会）
- ・ 幼保連携型認定こども園 えびす保育園 （社会福祉法人蓮隆福社会）

3 認可予定時期

令和7年3月末

4 開園予定年月日

令和7年4月1日